

## 税制改正に関するコメント

わが国は空き地空き家問題が深刻化し、全国共通の喫緊の課題となる中、本会では空き家等の発生の抑制と解消を掲げて、不動産総合研究所に「空き家問題研究会」を設置するとともに、2つの重点税制要望の実現に邁進してきた。

令和5年度税制改正では、まず、本会が主導して令和2年度に創設された低未利用地の適切な利用・管理を促進するための100万円特別控除の適用期限が延長された上で、物件の譲渡価額の上限が500万円から800万円に引き上げられ、適用対象が拡大された。また、相続空き家の譲渡所得に係る3000万円特別控除の適用期限が延長された上で、取引実態に即して譲渡後の耐震改修又は除却工事が適用対象に追加された。

今回の要望実現は、空き家問題解決に向けて不動産業界への期待を感じつつ、不動産の有効活用と流動化が促進されることは大変喜ばしい。

本会では、税制改正の成果を活かしつつ、会員の地域での行政との連携による諸活動や不動産総合研究所の研究報告による政策提言等を通じて、重要課題となっている全国的な空き家等の発生抑制や解消に向けて、より一層取り組んで参りたい。

令和4年12月16日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久



**宅建協会**  
人と住まいをつなぎます